

提出者届出の手順

- **大量保有報告書の提出には、提出者届出を行い、提出サイトのログインに必要な①ユーザID ②パスワード ③EDINETコード を取得する必要があります。**

- 「提出者届出」: EDINETの提出サイト(<https://submit2.edinet-fsa.go.jp/>)に接続し、提出者の情報を「登録」して下さい。登録後の仮番号発行完了画面から出力される①**電子開示システム届出書**を印刷し、②**添付書類(提出者種別ごとに下記表参照)**とともに、お住まいの住所又は本店所在地を所管する管轄財務(支)局等(別ファイル「証券監査官部門連絡先」ご参照、非居住者及び外国会社は関東財務局)に郵送して下さい。

※EDINETは、次に記載のOS及びブラウザの組合せで動作確認を行っています。OS:Windows10、ブラウザ:Microsoft Edge又はGoogle Chrome。
※「電子開示システム届出書」は、仮番号発行完了画面を閉じてしまうと再表示ができません。画面を閉じる前にPDFデータを保存することをお勧めします。印刷・保存せずに画面を閉じてしまった場合、再度登録を行う必要がありますのでご注意ください。

- 管轄財務(支)局等で上記書類を受理後、
 - i. 登録されたメールアドレス宛に電子メールにて、届出が完了した旨の通知があります。
 - ii. その後、「EDINET届出完了通知書」(ユーザID、パスワード、EDINETコード等を記載)が送付されます。
【iiの送付は**電子メール**又は**郵送**の**選択が可能**】
→**郵送希望の場合**、電子開示システム届出書提出時に**返信用封筒(※84円切手貼付)**を同封して下さい。
返信用封筒が同封されていない場合には、電子メールでの送付となります。

提出者種別	有報等の提出義務(※)	添付書類
内国会社	有	✓ 定款又はこれに準ずるもの
その他内国	無	
外国会社	有	✓ 定款又はこれに準ずるもの
その他外国	無	✓ 登記事項証明書(海外当局が発行したものに限る。)又はこれに準ずるもの ✓ 届出について代理する権限を、本邦内に住所を有するものに付与したことを証する書面
個人	-	✓ 住民票の抄本又はこれに準ずるもの(マイナンバー・本籍地の記載は不要)
個人(外国)	-	✓ 住民票の抄本又はこれに準ずるもの(マイナンバー・本籍地の記載は不要) ✓ 届出について代理する権限を、本邦内に住所を有するものに付与したことを証する書面

※企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、有価証券届出書や有価証券報告書を提出する義務